

令和3年度 働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度） 取得助成金のご案内

令和3年度 働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度）取得助成金交付要綱に基づき、認証を取得した栃ト協会員事業者に対して、下記のとおり助成事業を実施致しますのでご案内致します。

記

1. 申請期間 令和3年6月1日(火) ～ 令和4年2月28日(月)
(土日祝祭日及び休館日は除く)
※但し、令和3年4月1日(木)から令和4年2月28日(月)の間に認証機関から請求書により登録料の請求を受け、登録料を支払い、登録証書が発行された会員事業者（**栃木県内本社の事業者に限る**）が対象。
2. 助成金額 30,000円
※1会員事業者（**栃木県内本社の事業者に限る**）につき、年度1回の交付申請とする。
3. 助成率 480千円
※申請期間内であっても、助成率に達した時点で打ち切り予定です。
4. 申請要領 別紙「令和3年度働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度）取得助成金交付請求書」に必要事項を記入し、①「認証機関」から発行される「登録証書」（写）②認証機関から発行される登録料の請求書（写）③認証機関から発行される登録料の領収証（写）を添えて申請して下さい。
※原則、交付申請書は事業完了日から3か月以内または令和4年2月28日までのいずれか早い日までに提出願います。但し、領収証を交付申請時に添付できない場合は、後日提出でも可とする。
5. 備考 ※**栃木県内本社の事業者の申請に限ります。**

[問合せ先] (一社)栃木県トラック協会 業務部

TEL 028-658-2515 FAX 028-658-6929

令和3年度 働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度） 取得助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、一般社団法人栃木県トラック協会（以下「栃ト協」という）が実施する「働きやすい職場認証制度」（運転者職場環境良好度認証制度）の取得に係る助成金（以下「助成金」という）の交付に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

（事業趣旨）

第2条 運転者の労働条件や労働環境を改善するとともに、運転者を確保・育成するために長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む自動車運送事業者が取得出来る、「働きやすい職場認証制度」（運転者職場環境良好度認証制度）に対し、認証機関である一般財団法人日本海事協会（以下「認証機関」という）を通して会員事業者が認証登録を行った場合、登録料の一部を助成し、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

（助成対象事業者）

第3条 助成対象事業者は、栃ト協の会員事業者（**栃木県内本社的事業者に限る**）であり令和3年4月1日から令和4年2月28日の間に認証機関から請求書により登録料の請求を受け、登録料を支払い、登録証書が発行され、別紙「働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度）取得助成金交付請求書」と添付書類を提出したものとする。

なお、上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で終了する。

（助成交付額）

第4条 助成金の交付額は、当該年度の予算範囲内において、1会員事業者あたり30,000円を助成する。但し、1会員事業者（**栃木県内本社的事業者に限る**）につき、年度1回の交付申請とする。

（助成金の交付請求）

第5条 会員事業者が助成金の交付を受けようとする場合には、別紙「働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度）取得助成金交付請求書」に必要事項を記入、押印の上、令和3年4月1日から令和4年2月28日の間に発行された下記①～③を添えて栃ト協へ請求することとする。精査確認の上、適正と認めたときは会員事業者へ助成金を交付する。

- ①認証機関から発行される「登録証書」（写）
- ②認証機関から発行される登録料の請求書（写）
- ③認証機関から発行される登録料の領収証（写）

(助成金の交付取り消しと返還)

第6条 会員事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、栃ト協は助成金の交付を取り消すことができるとともに、栃ト協の助成事業のすべてに係る申請は、原則として当分の間、受付及び交付決定を行わないものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合

(2) 前条に基づく提出書類が提出されない場合または提出書類に不備がある場合

(3) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、又は本要綱及び実施要領に違反した場合

2前項の場合において、当該取り消しに係る助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、栃ト協は会員事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

(雑則)

第7条 栃ト協は、会員事業者に対し助成に関して必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、栃ト協が別に実施要領を定める。

(附 則)

本要綱は令和3年4月1日より施行する。

